

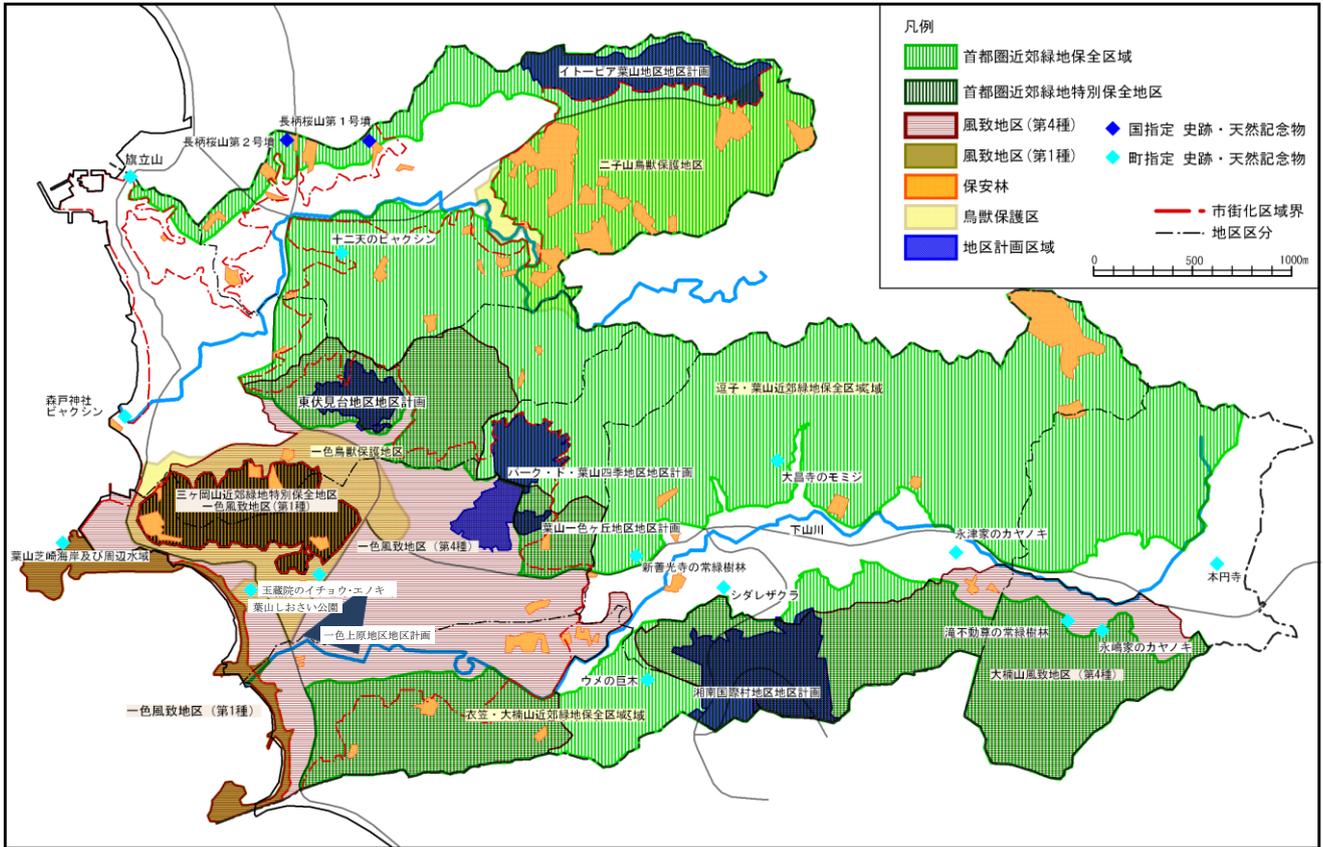
第3章 保全すべき緑の確保方針

第3章 保全すべき緑の確保方針

1. 地域制緑地の指定状況

現在、本町の豊かな緑は様々な法律等により守られています。このため市街地も含めて本町の広い範囲を緑が占めており、低層住宅へ誘導する土地利用施策と相まって、市街地においても緑化が進み、風格ある街並みが形成されてきました。

【地域制緑地現況図】



※保安林の位置は概ねの位置を示しています。

指定状況	箇所数	面積 (ha)	備考
首都圏近郊緑地保全区域	2	1,078	衣笠・大楠山近郊緑地保全区域/葉山近郊緑地保全区域
首都圏近郊緑地特別保全地区	1	33.2	三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区
風致地区	2	406.5	大楠山/一色 風致地区
保安林	—	38	
鳥獣保護区	2	415	二子山/一色 鳥獣保護区
史跡・天然記念物	15	—	国指定：長柄桜山古墳 町指定：14件
地区計画地区	6	102.4	
町緑地保全契約地区	78	4.4	

2. 地域制緑地の指定方針

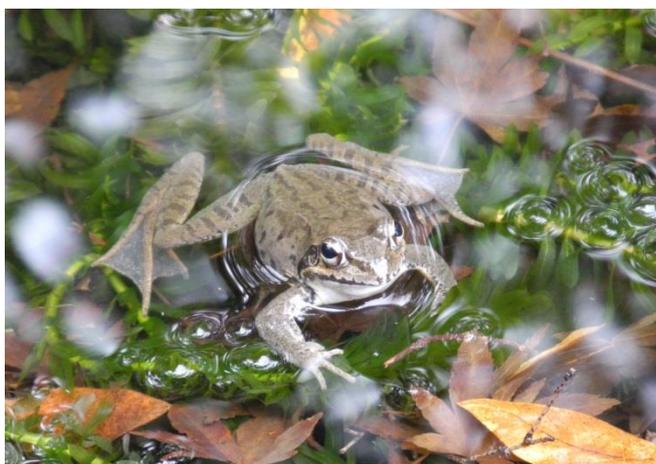
市街地の無秩序な形成や拡大を防止するとともに、豊かな生態系を育む良好な自然環境や、潤いのある都市の風致等を保全するため、今後も現状の地域制緑地の指定を維持するとともに、町緑地保全契約地区や地区計画地区の拡大など、地域の状況やニーズに合わせ対応を図っていきます。

■検討又は整備を推進する事項

●神奈川県が策定した三浦半島公園圏構想（平成18年3月策定）において、国営公園指定候補地区（大楠山地区）の連携地区として位置付けられている二子山地区の一団の緑地は、本町の骨格となる緑地であるとともに、多摩地区から三浦半島へと連なる緑地としても重要な位置を占めます。また、ヤマアカガエルやトウキョウサンショウウオなどの希少な動植物の生息も確認され、これらの生息環境の保全の担保性を強化する観点から、町を含め、町民、企業、県との協働による利活用や維持管理等の取組みが進められてきました。

当該地の首都圏近郊緑地特別保全地区の指定を目指し、自然環境保全上、特に保全が必要な箇所の選定などを行うとともに、指定権限のある県に指定を働きかけてまいります。

●日影山（一色台）及び五ツ合の緑地については、自然環境の保全や市街地の良好な景観の維持に努めます。なお、これらの地域には一部、トラスト緑地や町有緑地が含まれていることから、保全にあたっては、これらの仕組みの活用や、特別緑地保全地区に拘らず、状況にあった対応を検討します。



ヤマアカガエル

ヤマアカガエルは水辺と森林が高い水準で満たされていないと繁殖できない種のため、近年減少が著しく、国や県のレッドデータには載っていないものの絶滅の恐れがあります。

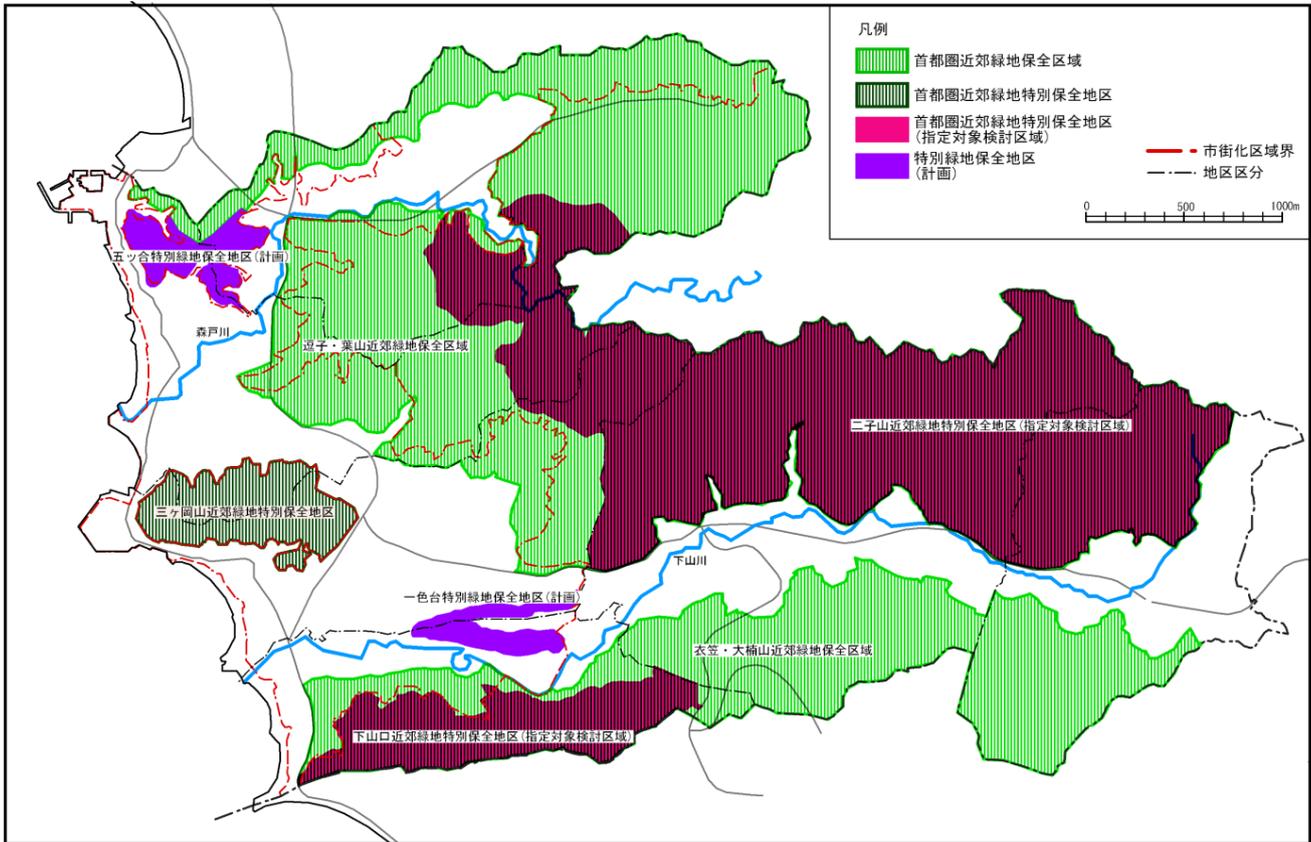


トウキョウサンショウウオ

トウキョウサンショウウオは県のレッドデータ絶滅危惧Ⅰ類に認定されています。県内では三浦半島にのみ分布し、産卵数が減少傾向にあるため、個体数が減少しています。

写真提供：三井 修

【特別緑地保全地区・首都圏近郊緑地保全区域計画図】



※図中の「首都圏近郊緑地特別保全地区（指定対象検討区域）」の区域は、自然環境調査の結果、指定の対象となりうる範囲を想定したものであり今後、関係機関と協議を進めながら、具体的な区域を決めていきます。

3. 地域制緑地の指定目標量

地域制緑地の指定目標量を以下に示します。

種 別	年 次		現況（平成 27 年）		目標（平成 37 年）	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
特別緑地保全地区	—	—	2	34.2	—	—
風致地区	2	406.5	2	406.5	—	—
首都圏近郊緑地保全区域	2	1,078.0	2	1,078.0	—	—
首都圏近郊緑地特別保全地区	1	33.2	3	522.7	—	—
保安林	—	38	—	38	—	—
鳥獣保護区	2	415.0	2	415.0	—	—
史跡・天然記念物	15	—	15	—	—	—
地区計画地区	6	102.4	6	102.4	—	—
町緑地保全契約地区	78	4.4	78	4.4	—	—

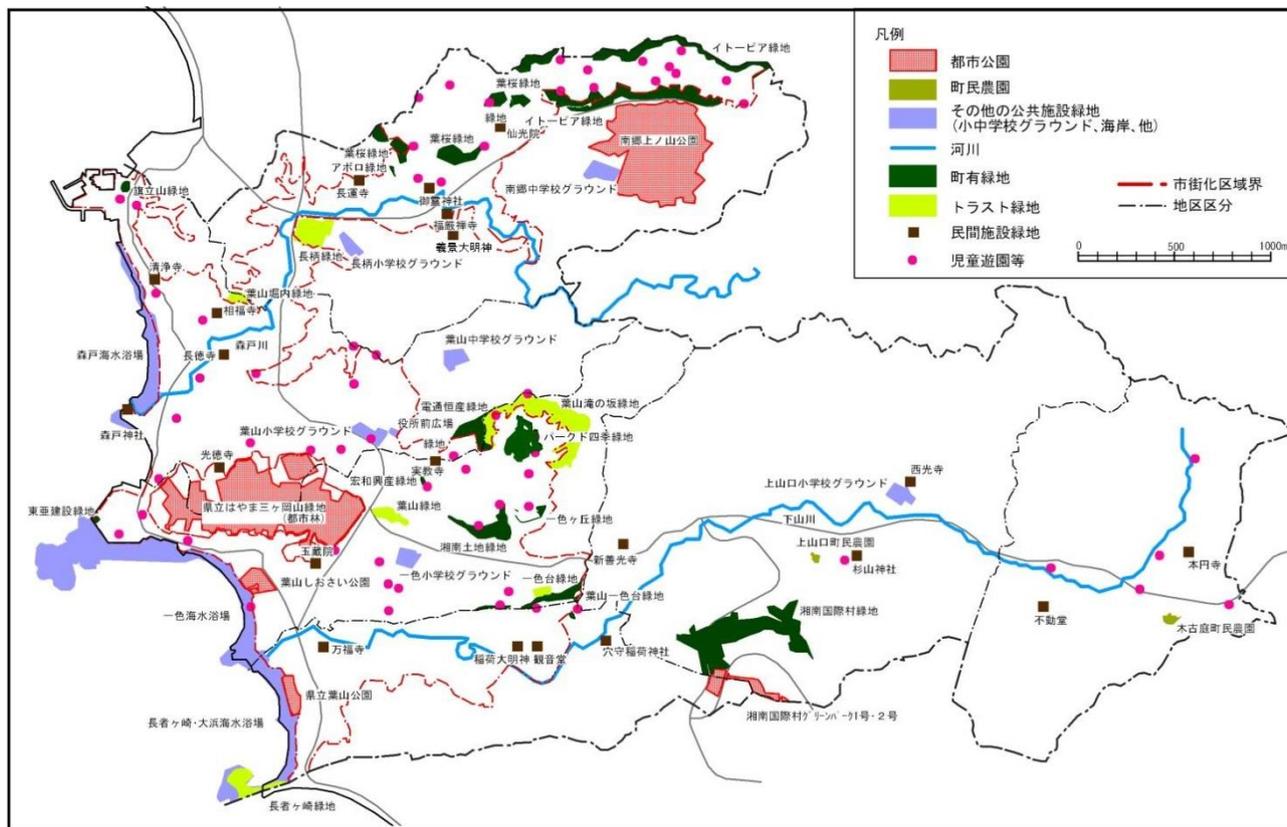
4. 施設緑地の整備状況

本町の一人あたりの都市公園面積は、平成26年度末現在で19.5㎡/人と、県内でも突出して高い整備水準にあります。

町内には、レクリエーション活動の拠点である南郷上ノ山公園が整備されているほか、海辺には県立葉山公園や葉山しおさい公園などがあり、葉山らしい景観を形成しています。

また、三ヶ岡山や長者ヶ崎など、町を代表する眺望地点、景勝地等も施設緑地として整備されています。

【施設緑地現況図】



施設緑地名称	箇所数	面積(ha)	備考
都市公園	7	64.3	
広場・公園	62	6.5	
その他公共施設緑地	13	42.9	学校、役場、海岸、河川、町民農園
町有緑地	14	37.6	
トラスト緑地	6	9.7	葉山緑地、葉山滝の坂緑地、長柄緑地、葉山堀内緑地、長者ヶ崎緑地、一色台緑地

5. 施設緑地の整備方針

市街地における緑の拠点として、防災や景観形成の観点から、今後も現状を維持するとともに、社会状況の変化や地域ニーズに対応した機能強化に努めることとします。

■検討又は整備を推進する事項

●市街地内の広場・公園については、市街地におけるまとまった緑があり、公園としての機能を有し、利活用されていることから、今後も適切な維持管理に努めます。また、今後の社会状況の変化や地域ニーズに対応した機能強化についても検討を進めます。

6. 施設緑地整備目標量

施設緑地の整備目標量を以下に示します。

種 別	年 次		現況（平成 27 年）		目標（平成 37 年）	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市公園	7	64.3	7	64.3	7	64.3
広場・公園	62	6.5	62	6.5	62	6.5
その他公共施設緑地	13	42.9	13	42.9	13	42.9
町有緑地	14	37.6	14	37.6	14	37.6
トラスト緑地	6	9.5	6	9.5	6	9.5



しおさい公園